

丹波の森もりびと賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「丹波の森宣言」、「丹波の森構想」の趣旨に沿って、「丹波の森づくり」に積極的に取り組んでいる「もりびと」を顕彰し、地域住民への知名度を向上させるとともに、「丹波の森づくり」の一層の推進とネットワークづくりに資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象者は、現在、丹波地域を主たる活動の場として、すぐれた自然環境を守り育てるとともに、緑を基軸とした地域づくりを行うなど、「人と自然と文化」の調和した丹波の森づくり活動に積極的に取り組んでいる個人、企業、団体等とする。

(表彰の区分)

第3条 表彰は、次のとおり区分することとし、各部門に公益財団法人兵庫丹波の森協会（以下「協会」という。）理事長賞を設置する。

- (1) 森を大切に守り育てる活動
- (2) 花と緑の美しい地域づくり活動
- (3) 個性豊かな地域文化を育てる活動
- (4) 安らぎと活力に満ちた地域づくり活動

(被表彰候補者の募集)

第4条 表彰の対象となる候補者の募集については、公募によるもののほか、協会の理事の推薦によるものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、別に定める審査委員会の意見を聞いて理事長が決定する。

(表彰)

第6条 表彰は原則として毎年1回行うものとし、被表彰者には表彰状を贈呈する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。